

## 政治資金監査マニュアル等の改定方針について

政治資金監査マニュアルにおいては、『政治資金監査制度の運用状況を見極めながら、本マニュアルに定める手続きが実際の運用にそぐわない場合などには、必要に応じマニュアルの改定を図り、その内容に改善を加えていくことが必要』（政治資金監査マニュアル「はじめに～政治資金監査マニュアルの運用に当たって～」）であることとされている。

### （改定検討の趣旨）

- 平成22年9月の政治資金監査マニュアル（以下単に「マニュアル」という。）改定後、政治資金規正法施行規則の改正内容、政治資金適正化委員会事務局での審議及び政治資金監査の運用状況等について、政治資金監査に関する研修テキスト（以下単に「テキスト」という。）、テキスト増補版（以下単に「増補版」という。）及びフォローアップ説明会資料等を通じて登録政治資金監査人に対して逐次周知を図って来た。
- 今般、マニュアル改定後約2年が経過したことを期に、登録政治資金監査人の政治資金監査における利便性の向上及び今後のフォローアップ説明会等における効率的な説明等の実施のため、これらのマニュアル、テキスト及び増補版等に記載されている政治資金監査を実施するにあたり踏まえるべき内容について、マニュアル及びテキストへ必要事項を追加し、情報の集約を図って一覧性を高め、内容を充実させる必要がある。
- 以上から、マニュアル及びテキストの改定について、以下のとおり検討していきたい。

### 1 改定に係る検討

マニュアル及びテキストの改定に当たっては、次について検討を行う。

#### (1) マニュアルの改正を行うもの

- ① 政治資金規正法施行規則改正に伴う追加
- ② 政治資金適正化委員会での審議においてマニュアルの改正が必要とされたもの等の追加

#### (2) テキストの改正を行うもの

- ③ 政治資金監査に関するQ&Aの追加
- ④ 政治資金適正化委員会において公表した見解等の追加
- ⑤ 上記(1)の改定に付随した事項等を追加

## 2 マニュアル改定にあたり取扱いについて特に検討を要する事項

### (1) 収支報告書に支出が計上されていない政治団体の場合の記載例の追加について

増補版にある記載例（４）をマニュアル本文に明記するにあたり、この記載例の位置付けについて以下の３案を検討

支出が計上されていない政治団体については、

**案の１** 記載例（１）の例によるほか、記載例（４）の例によることができる。

**案の２** 記載例（４）の例によることが望ましい。

**案の３** 記載例（４）の例によること。

#### <事務局案>

収支報告書に支出が計上されていないもののうち、記載例（４）の内容で提出されたものは、実態として少なく、総務大臣分の収支報告書ベースで、H22年分が53団体中3団体、H23年分が50団体中24団体であることから、これを義務付ける案の３は、実態として困難。

また、記載例（４）は、支出が計上されていない場合の記載例を追加して欲しいという要望に応えるために追加されたものであり、現状の取扱いが案の１と同様であることから、マニュアル本文に明記するにあたって、この取扱いを変更せず、**案の１**として選択肢の一つとして位置付けるのが適切ではないか。

### (2) 政治資金監査、政治資金監査報告書チェックリストについて

政治資金監査チェックリスト（政治資金監査報告書チェックリストは増補版に収録）については、現在、テキストの末尾に収録されているが、今回のマニュアル改正にあたり、以下の３案を検討

チェックリストそのものは、現行の取扱いであるテキストの参考資料に収録した上で、

**案の１** それぞれのチェックリストの活用について、マニュアル本文に記載

(政治資金監査チェックリストの記載案)

政治資金監査を行うに当たっては、必要に応じて、政治資金監査チェックリストを活用し、監査事項の確認を行うこと。

(政治資金監査報告書チェックリストの記載案)

政治資金監査報告書を作成するに当たっては、必要に応じて、政治資金監査報告書チェックリストを活用すること。

**案の2** テキストの本文に記載（マニュアルには記載を行わない。）

**案の3** マニュアル、テキストともに特段の記載を行わない。

#### <事務局案>

「政治資金監査に関するアンケート」においても、「政治資金監査チェックリストを活用しなかった」という回答は、15%程度あった。

政治資金監査報告書チェックリストについても同様の結果であったことから、今回マニュアルに位置付けることで活用の促進を図っていくべきと考える。

一方で、士業団体においてチェックリストを定め、それらを活用して政治資金監査を行っている実態についても十分に配慮する必要があるため、「必要に応じて」という文言にし、活用の義務付けまではしないが、マニュアル本文に明記する**案の1**とすることが適当ではないか。

### (3) 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応について

「収支報告書の提出後に生じた事情とその対応について」は、現在、増補版に収録されているが、今回のマニュアル改正にあたり、以下の3案を検討

「収支報告書の提出後に生じた事情とその対応について」をテキストの参考資料に収録した上で、

**案の1** マニュアル本文に以下の内容を記載

(記載案)

政治資金監査時に登録政治資金監査人に対し、会計責任者等が示した書類又は説明した内容に変更が生じた場合には、登録政治資金監査人に連絡するよう会計責任者等に伝えること。

## 案の2 案の1に加え、マニュアル本文に①領収書等の再発行等、②収支報告書の訂正の2項目についての対応を含め記載

(記載案)

政治資金監査時に登録政治資金監査人に対し、会計責任者等が示した書類又は説明した内容に変更が生じた場合には、登録政治資金監査人に連絡するよう会計責任者等に伝えること。

なお、会計責任者が政治資金監査報告書とともに収支報告書を総務省又は、都道府県選挙管理委員会に提出した後に、政治資金監査報告書を訂正すべき事情が生ずる場合や、収支報告書の訂正が行われる場合等の対応については、次のとおりである。

### ①領収書等の再発行等

会計責任者が政治資金監査報告書とともに収支報告書を総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出した後、領収書等亡失等一覧表に記載されていた支出に係る領収書等が再発行された場合等、収支報告書自体には変更がないものの、支出の内容を証する書面に変更が生じる場合、政治資金監査の時点の政治資金監査の対象となった事実に変更がないため、政治資金監査報告書の訂正を行うことはできない。

しかしながら、通常政治資金監査に準じて登録政治資金監査人の確認を受け、確認を受けたことを証する書面を提出することは差し支えない。

この場合、当該確認の結果については、その確認した日付で、政治資金監査マニュアルの記載例に準じて、表題を「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」とした書面を作成し、国会議員関係政治団体に報告することが適当である。

また、この「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」は、既に提出された政治資金監査報告書とともに収支報告書と併せて閲覧又は写しの交付の対象となる。

### ②収支報告書の訂正

会計責任者が政治資金監査報告書とともに収支報告書を総務省

又は都道府県選挙管理委員会に提出した後、収支報告書の支出の内容に係る訂正がある場合、国会議員関係政治団体が当該訂正内容について、登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが適当である。

この確認は、収支報告書の訂正の時点又はその後において、当該訂正後の支出全体の状況又は当該訂正内容について、通常 of 政治資金監査と同様の方法により実施することが適当である。

その結果については、

- ・ 訂正後の支出全体の状況について確認した場合、政治資金監査マニュアルの記載例に準じて、表題を「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」とした書面
- ・ 訂正内容について確認した場合、「訂正に係る政治資金監査報告書」

のいずれかを作成して国会議員関係政治団体に報告することが適当である。

なお、政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書の対応関係を明らかにするため、登録政治資金監査人は、政治資金監査報告書の一部を構成するものとして政治資金監査で確認した収支報告書の写し（支出に限る。）を添付することとして差し支えない。

### 案の3 マニュアル、テキストともに特段の記載を行わない。

#### <事務局案>

「政治資金監査に関するアンケート」においても、「登録政治資金監査人に連絡するように会計責任者等に伝えているか」との問いに、「伝えていない」とする回答が、26%程度あった。

このような事案が生じた場合には、登録政治資金監査人に連絡するよう会計責任者等に伝えておくことが必要と考えられることから、今回マニュアルに位置付けることでこの取扱いの周知徹底を図っていくべきと考える。

一方で、取扱いの具体的な内容については、参考資料等に記載すれば足り、まずは、登録政治資金監査人に連絡するよう会計責任者等に伝えることについてマニュアル本文に明記する案の1とすることが適当ではないか。

### 3 主要な改定検討箇所について

#### (1) マニュアルの改正を行うもの

##### ① 政治資金規正法施行規則改正に伴う追加

金融機関への振込みにより支出をした場合の収支報告書と併せて提出すべき書面の簡素化を図るための省令改正（平成 24 年 4 月 29 日施行）の内容について、マニュアル本文に明記する。

##### ② 政治資金適正化委員会での審議においてマニュアルの改正が必要とされたもの等の追加

###### ア 政治資金監査報告書記載例の見直し

マニュアルにおける政治資金監査報告書記載例には、政治資金規正法の規定通りに従って、会計帳簿等の関係書類名を列記しているが、そのことによって却って記載誤りが生じている（特に「領収書等を徴し難かった支出の明細書等」の使い方）と考えられるので、政治資金監査マニュアルで提示している記載例を以下のとおり見直す。

###### 〔マニュアルで提示している政治資金監査報告書記載例〕

1 (1) (3)、2 (1) (3)

「…会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書…」

2 (4)

「…領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。」

↓

###### 見直し(案)

1 (1) (3)、2 (1) (3)

「…会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書…」

2 (4)

「…領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。」

###### イ 主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の記載の追加

政治資金監査の実施場所が主たる事務所と異なる場合には、その理由を具体的に記載し、実施場所を特定することとしているが、政治資金監査報告書に記載されていた例を見る限りにおいては、その理由が不十分

と思われるものや、実施場所について具体的な場所及び住所が併記されていないものが見受けられたことから、例外的に主たる事務所以外で実施することとした場合の理由等のあり方や具体的な記載ぶりについて、以下のとおりマニュアル本文に明記する。

- 政治資金監査を主たる事務所以外の場所で実施した場合には、具体的な場所と住所を併記することで実施場所を特定することを明記する。
- 主たる事務所以外で実施した場合の政治資金監査報告書の記載例を例示する。
- 政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外として、「解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所が存在しなくなった場合」を追加する。

#### ウ 主たる事務所（本社）の所在地である確認が困難である場合の対応

支出を受けた者が団体である場合に、会計帳簿に記載された住所が主たる事務所(本社)の所在地であるかどうかを判断することは困難であるため、当該記載された住所が主たる事務所（本社）の所在地であるか否かにかかわらず、いずれかの住所が記載されていれば記載不備とは扱わないことについて、テキスト記載内容をマニュアル本文に明記する。

#### エ 政治資金適正化委員会での審議において示された内容を追加 〈上記2.において検討済〉

- 政治資金監査チェックリスト、政治資金監査報告書チェックリスト  
チェックリストの活用について、マニュアル本文に明記する。
- 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応  
政治資金監査時に登録政治資金監査人に対し会計責任者等が示した書類又は説明した内容に変更が生じた場合には、登録政治資金監査人に連絡するよう会計責任者等に伝えておくこと等をマニュアル本文に明記する。
- 収支報告書に支出が計上されていない政治団体の場合の記載例  
登録政治資金監査人からの収支報告書に支出が計上されていない場合の政治資金監査報告書記載例をマニュアルに追加してほしいという要望を受け平成23年度第3回委員会において示した記載例について、マニュアル本文に追加する。

## (2) テキストの改正を行うもの

### ③ 政治資金監査に関する Q & A の追加

これまで公表した政治資金監査に関する Q&A のうち、政治資金監査の一般的な方法を示すものなど、登録政治資金監査人に確実に周知すべきものについては、テキスト本文に明記する。

#### QVI-5 (政治資金監査報酬の計上)

関係法令上の問題点等、その他の事項のヒアリングを妨げないものであり、政治資金監査報酬が計上されていない場合に、その理由の説明を会計責任者等に求めても差し支えないものであること。

#### QV-41 (公共料金等のコンビニエンスストア等における支払い)

公共料金等を支払った場合、コンビニエンスストア等と請求書発行事業者が代理受領契約の締結している場合には、コンビニエンスストア等が発行する書面で当該支出の目的、金額、年月日が記載されたものは、政治資金規正法上の領収書等に該当する。

### ④ 政治資金適正化委員会において公表した見解等の追加

#### ア 収支報告書等の記載方法等に関する見解

テキストの参考資料として既に掲載している平成20年度第8回委員会資料「収支報告書等の記載方法等に関する見解」及び関連資料は、クレジットカードによる支出についての収支報告書等への記載方法等の方法を示しており、登録政治資金監査人に確実に周知すべきと考えられることから、当該内容を参照し政治資金監査を行うことについて、テキスト本文に明記する。

#### イ 支出項目の分類について

平成21年度第2回委員会資料「支出項目の分類について」は、登録政治資金監査人に確実に周知すべきと考えられることから、当該内容を参照し政治資金監査を行うことについて、テキスト本文に明記する。

### ⑤ 上記(1)の改定に付随した事項等を追加

## 4 今後のスケジュール

具体的なスケジュールは「別紙」のマニュアル等改定スケジュールのとおり。



## マニュアル等改定スケジュール —改定及び周知—

実施時期	委員会における検討内容、その他
<u>H24</u> (第4回委員会) 平成24年12月26日	改定方針について決定
(第5回委員会) 平成25年2月	改定案の検討
(第6回委員会) 平成25年3月	修正改定案の検討 (パブリックコメント原案の決定)
※委員会終了後	政党事務局への説明開始
※パブリックコメント 開始(30日以上)	〔マニュアルを定めたとき及び平成22年9月改定時において、 パブリックコメントに供したことから、今回のマニュアル改定 に際しても、同様に行う。〕
<u>H25</u> (第1回委員会) 平成25年5月	<u>改定内容の決定</u>
平成25年6月～12月	<u>周知の実施</u> 登録政治資金監査人等に対し、フォローアップ説明会等を通じ改定内容を周知(注)
平成26年1月1日	<u>適用日(案)</u>

## 注) 周知の対象と方法

- ・ホームページ上においては、マニュアル改定の概要、マニュアル改定内容の新旧対照表及び改定を反映したマニュアルを公表する。テキストについては公表しない。
- ・登録政治資金監査人に対しては、テキスト等をフォローアップ説明会等において配布するとともに欠席者には送付し確実に周知する。

● 適用日(案) について

マニュアルの改定に際しては、政治資金監査を行う登録政治資金監査人及び政治資金監査を受ける国会議員関係政治団体の実務上の混乱を招かないよう配慮する必要があり、平成25年分の収支報告書が本格的に提出される平成26年1月1日を、改定後のマニュアルの適用日としたい。